

## 福井市社会人U・Iターン就職促進事業「週末就活」実施要領

### 1 目的

福井市社会人U・Iターン就職促進事業（以下「週末就活」という。）は、市内民間企業への就職を検討している県外在住の方に対し、企業訪問や移住のための情報提供など、個々のニーズに合わせた就職支援を実施することで、市内民間企業への就職を促すことを目的として実施するものです。

### 2 実施時期

原則、金曜日（1日）又は金曜及び土曜日（1泊2日）を開催日とします。（祝日は除く。）

### 3 応募期間

参加を希望する日の前月10日が事前申込の期限です。

### 4 応募資格

「週末就活」への応募に当たっては、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 福井県外在住者です。ただし、これまでに本事業に参加した者は除きます。
- (2) 福井市内の民間企業への就職を検討している者（学生を除く。以下「求職者」という。）及び求職者と同一の世帯員（以下「世帯員」という。）です。ただし、世帯員のみのお応募はできません。
- (3) 就職内定承諾者は参加できません。

### 5 定員

1開催日あたり2世帯とします。

### 6 事業内容

#### (1) 企業訪問・見学

求職者を対象に原則3社の企業訪問を行います。経歴や就業内容の希望を伺い、市と事前に協議し、訪問先を決定します。

#### (2) 就職・移住支援の情報提供

就職活動のサポート内容や福井市へ移住する際に利用できる支援制度の情報を提供します。

#### (3) 生活環境の確認ツアー（希望制）

世帯員を対象に、教育や居住環境などの福井の優れた生活環境を見学（確認）するツアーです。訪問企業や生活環境確認箇所がご希望に添えない場合があること、関係機関等との調整に時間を要することについて、あらかじめご了承ください。

### 7 申込方法

#### (1) 事前申込

「週末就活」ポータルサイト( <https://fukui-shigoto.net/fukui-ui/> )からお申込みください。

#### (2) 申込（事前協議後）

「福井市U・Iターン就職促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する「福井市U・Iターン就職促進事業参加申込書兼助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。（同一世帯に求職者が2名以上いる場合は、1名が代表して申請書を提出してください。）

#### (3) 提出先

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ5階 福井市しごと支援課  
電話 0776-20-5321 FAX 0776-20-5323  
E-mail shigoto@city.fukui.lg.jp

#### (4) 決定

市は「福井市U・Iターン就職促進事業参加申込書兼助成金交付申請書」の内容を審査し、参加及び助成金の交付決定を通知します。決定後に申込内容に変更が生じた場合には、速やかに、上記の(3)まで変更の申請を行ってください。市は内容を審査し、変更等に関する決定を通知します。

### 8 助成金

#### (1) 助成対象経費

##### ア 交通費

別表に定めるお住まいの都道府県からの交通費を助成します。

##### イ 宿泊料

別表に定める限度額の範囲内で宿泊料の一部を助成します。

##### 宿泊料

1泊2日で参加した場合に限ります。また、旅行会社などの食事代を含む宿泊パックなどを利用される場合には、食事代も宿泊料の助成対象とします。なお、自費での延泊などを妨げるものではありません。

ウ 上記のア及びイの対象経費を別表に定める範囲内で助成します。限度額は、求職者一人につき1万2千円、世帯員一人につき6千円、1世帯につき3万円とします。

#### (3) 助成対象外経費

ア 前泊又は後泊に係るもの。

イ 駐車場の使用料に係るもの。

ウ その他助成対象経費として適当でないと判断するもの。

#### (4) 実績報告及び交付請求

「週末就活」の参加日から1か月以内に実績報告をしてください。市は内容を審査し、額の確定を通知します。その後、交付請求をしてください。

### 9 注意事項

(1) 事前申込みをした時点で、福井市U・Iターン就職促進事業助成金交付要綱及び本実施要領に同意したものとします。

(2) 申請書等の各種様式については、要綱で規定していますので、当該要綱の所定の様式を使用してください。

(3) 「週末就活」参加にかかる事前申込みから助成金の交付請求までの流れについては、別紙「週末就活（福井市社会人U・Iターン就職促進事業）の流れ」をご参照ください。

(4) 「週末就活」の実施時期、応募期間については参加希望者の都合等により十分に考慮します。

(5) お問合せは、7(3)提出先までご連絡ください。

## 別表

## ア 交通費（一人当たりの助成額）

求職者の住所のある都道府県	求職者	世帯員
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	12,000円	6,000円
埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県	11,000円	5,000円
島根県及び香川県	10,000円	
群馬県、岡山県及び徳島県	9,000円	4,000円
静岡県及び和歌山県	8,000円	
山梨県及び鳥取県	7,000円	3,000円
長野県、大阪府及び兵庫県	6,000円	
三重県及び奈良県	5,000円	2,000円
富山県、愛知県、滋賀県及び京都府	4,000円	
岐阜県	3,000円	1,000円
石川県	2,000円	

## イ 宿泊料（一人当たりの限度額。ただし、前泊及び後泊にかかる費用は認めません。）

宿泊料	求職者	世帯員
福井市内の宿泊施設での宿泊料 （1泊2日の日程で参加した場合に限ります。）	3,000円	1,000円

## ウ 交付限度額（一人当たりの限度算額の算出は、交通費と宿泊料の合計です。）

		求職者	世帯員	備考
(1)	一人当たりの限度額	12,000円	6,000円	求職者数×12,000円 と世帯員数×6,000円 の合計額が30,000円 を超える場合は、 30,000円となります。
(2)	1世帯当たりの限度額	30,000円		

（例）東京都から1泊2日の日程で3名（夫婦（夫：求職者、妻：世帯員）と子ども（世帯員））が参加した場合の助成額（3名1室で12,000円の宿泊施設を利用した場合）

		積算根拠等	計
交通費	求職者	11,000円×1名=11,000円	21,000円
	世帯員	5,000円×2名=10,000円	
宿泊料	求職者	3,000円×1名=3,000円	5,000円 【5,000円未満の宿泊施設利用の場合は、5,000円未満となります。】
	世帯員	1,000円×2名=2,000円	
A	助成対象経費（交通費＋宿泊料）		26,000円
B	助成対象限度額（[求]1万2千円＋[世]6千円×2名）		24,000円
助成額（A又はBの少ない方）			24,000円

# 「週末就活」の流れ

(福井市社会人U・Iターン就職促進事業)

